

## 集会宣言（案）

昨年「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判で東京高等裁判所が下した判決は、日本の裁判史上類を見ない「差別されない権利」を明らかにした画期的な内容でした。

部落であること、民族性や国籍が違うこと、性的指向、障害の有無等々、いわゆるマイノリティが個人として秘匿している事実を、外側から暴き立てる行為をアウトティングと言います。その行為は時に人を自死へと追いやる危険な行為です。その反対の行為として「カミングアウト」がありますが、少数者としての特性に誇りを持ち、周りの理解を広げつつ自ら公表する社会環境が整っていない現状では、まだまだ勇気のいる行為であり、何よりも自らの在り方を公表するか否かは個人として選ぶ自由な行為としてあるべきだからです。

このような悪質なアウトティングに役立つものが戸籍制度であり、戦前、戦後と継続しています。長く第三者も容易に取得できる「原則公開」としてあった制度ですが、部落解放運動の働きかけもあり、現在は弁護士、司法書士、行政書士等限られた8つの士業者のみが取得できるとされています。しかし不正取得は後を立たず、やはり現在も差別が温存される根拠となっています。家族登録として機能している戸籍制度は、個人の尊厳を基礎とする民主主義にはそぐわず、世界でも日本にしかない制度なのであり、廃止されなければなりません。

公権力が捏造する冤罪事件、入国管理局での外国人への処遇等、市民によるヘイトスピーチ以外にも差別行為は後を立ちません。差別行為は犯罪であり罰せられなければならないという規範を社会に根付かせるためにも「人権侵害救済法」や「差別禁止法」などの法制定が必要です。

戦争、紛争、環境破壊、人類のみならず地球規模での生存をかけた叡智が今、求められています。国連に参加する全ての国々が、大きな国も小さな国もそれぞれの歴史や現状に理解を示し、対話によって問題を解決していく努力を継続していかなければなりません。

「個人の尊厳と人権の尊重」をあらゆる場面において念頭に置き、「共に生きていける社会」をどのように実現していくのか。私たち一人ひとりが、自分にできることを考えていくことが大切です。個々人での生活圏での実践、その積み重ねが世界を変えていくのです。

私たちは、共生・協働の社会創造に向けこれからも歩みを続けていきます。

2024年2月24日

第55回人権交流京都市研究集会 参加者一同